

第8章 地域保健体制の整備

1 市町保健センター

現状と課題

- 住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスは市町が一元的に提供することとされており、保健活動の拠点として、現在、県内20市町すべてで保健センターが開設されています。
- 市町保健センターは、地域住民の健康の保持・増進を図るため、住民に対する健康相談、保健指導、健康診査等の対人保健サービスを行っており、市町の保健活動の拠点施設として、また、地域住民の自主的な保健活動の拠点としての役割を担っています。
- 介護保険法の制定や児童虐待防止法、障害者自立支援法の制定などにより、市町の保健活動に係る業務量が増大する一方で、今後、医療費や介護給付費の増大が予想される中、介護予防対策や平成20年度から導入される特定健診・保健指導を中心とした生活習慣病予防対策など新たな課題への対応が急務になっています。

対 策

- 市町村合併の進展により、複数の保健センターを有することとなった市町では、それぞれの保健センターの連携を密にし、地区の特性を踏まえつつ、総合的にサービスを提供するよう努めます。
- 特定健診・保健指導を円滑に実施するため、国保部門と衛生部門との協働を推進します。
- 多様化する保健ニーズや新しい課題に対応するため、施設・設備の充実による機能向上を図るとともに、保健師、栄養士、歯科技術職員等の人材育成と適正配置に努めます。
- 保健センターの運営に当たっては、保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供するため、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域医療機関、社会福祉施設等との連携を図るほか、健康づくりを進める住民組織やNPO等を含む民間部門との連携による地域の健康づくり体制の整備に努めます。

2 保健所

現状と課題

- 保健所は、県が6保健所、松山市が1保健所を設置しています。
- 保健所は、県民の健康的な生活を守るため、健康増進、保健予防、衛生指導、環境保全等に関する業務を行っており、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、診療放射線技師、管理栄養士など、業務に必要な専門職員を配置しています。
- 県が設置する保健所は、地域保健の広域的・専門的かつ技術的な拠点としての機能の強化が求められていることから、次の取組みを進めています。
 - ・精神保健、難病対策、エイズ対策等の専門的かつ技術的業務の推進
 - ・保健、医療、福祉に関する情報の収集、整理及び活用の推進
 - ・地域が抱える課題に即し地域住民の生活に密着した調査及び研究等の推進
 - ・市町保健センターの運営に関する協力等の援助及び市町相互間の連絡調整の推進
 - ・地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化
 - ・県民健康づくり計画「健康実現えひめ2010」の推進
 - ・企画及び調整の機能の強化
- 県では、平成17年4月に、保健所の再編により保健部門と福祉部門を一元化し、多様化・高度化する保健福祉ニーズに対応できる体制を整備しています。また、市町が行う介護保険制度や障害者福祉などのサービスについて、専門的な立場から技術的助言を行うこととしているほか、精神障害や難病等の対策の実施に当たっては、保健・医療・福祉が連携して行う必要があり、最適なサービスを提供するための調整機能の強化が期待されています。

対 策

- 保健所は、市町が実施する保健福祉サービスについて専門的な立場から援助を行うため、地域保健の広域的・専門的かつ技術的な拠点としての機能を強化し、市町職員等に対する研修を推進します。
- 市町、消防、警察等の関係機関、医師会やボランティア団体等と連携し、地域における健康危機管理の拠点としての体制を整備します。
- 地域における保健・医療・福祉の連携を促進するため、企画・調整機能の強化を図ります。また、保健・医療・福祉に関する情報を収集・管理・分析するとともに、関係機関や県民への情報提供に努めます。
- 食品衛生、環境衛生、医事、薬事等における監視・指導の計画的な実施と検査の精度管理の徹底に努めます。
- 保健医療サービスを効率的に提供するため、専門技術職員の適正な配置と人材確保に努めます。

3 衛生環境研究所

現状と課題

- 衛生環境研究所は、本県における衛生行政の科学的・技術的な中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導や公衆衛生情報の解析・提供の業務を通じ、公衆衛生の向上に努めています。
- 水道水・食品・医薬品等の安全性に関する試験、感染症発生動向調査、乳児の代謝異常等の検査、感染症の情報の提供など、公衆衛生・環境行政において必要な試験・研究を行うとともに、保健所や市町等の技術職員に対する研修指導を実施しています。
- 新興・再興感染症の出現、ダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）など、生活環境の変化や科学の進歩に伴う新しい問題が発生しており、高度化・多様化する試験検査需要に的確に対応できるよう体制整備を推進する必要があります。
- 県民の生命や健康に極めて大きな影響を与える健康危機が発生した際に、適切な治療方法の選択や被害の拡大防止を図るための未知原因物質の分析・特定を迅速かつ正確に実施できるよう、科学技術の進歩にあわせた機器の計画的な更新・整備を図る必要があります。
- 地域における公衆衛生の問題や事象（感染症、化学物質汚染等）・事件（サリン、コレラ、O157等）に対し、疫学的知見等の充実、国内外の健康被害、地域特性のある疾病の情報収集に努め、インターネット等を活用した情報提供機能の強化を図る必要があります。
- 国の研究機関や大学との共同研究、国研究機関や大学等が持つ研究資源の有効活用等に積極的に取り組むなど、変化の激しい時代において緊急時に適切な対応ができるよう、常にレベルアップに努めることが重要です。

対 策

- ダイオキシン等の化学物質や遺伝子組み換え食品の分析、病原微生物の分離・特定等を行うため、安全実験室の整備や計画的な機器整備を進め、試験検査機能の強化を図ります。
- 試験検査の精度管理に努めるとともに、検査マニュアルの整備や迅速分析手法の開発等の調査研究を実施します。
- 保健所、県内医療機関、国立試験研究機関との連携強化と機能分担を推進し、健康危機を発生させる恐れのある物質等の情報収集や検査技術の習得に努めます。
- 保健所や市町村の地域保健関係者に対する研修、民間企業等に対する教育・指導機能の強化を図ります。
- 感染症、医薬品、食品保健等に関する専門的、技術的情報の収集を行い、県民や関係機関に対し必要な情報を迅速・適切に提供するため、通信・広報体制の確立を図ります。
- 健康危機対応については、四国4県で相互協定を締結しているほか、道州制も視野に入れた他県との共同研究の実施など、広域的な連携の強化を図ります。

4 心と体の健康センター

現状と課題

- 心と体の健康センター（精神保健福祉センターを改称）は、精神保健福祉に関する総合的な技術機能を有しており、保健所、市町等関係機関に対する技術指導及び援助、教育研修、普及啓発等を実施しています。
- 社会生活環境の変化が著しい現代社会において、センターに寄せられる相談も、思春期やギャンブル依存の問題等多岐にわたっており、ひきこもり、自殺問題、事故や災害等の被害者の心のケア対策等、様々な課題に取り組んでいます。また、不妊専門相談や難病相談・支援センターの機能を有しているほか、自殺予防対策を進める上で、うつ病対策に取り組む必要があります。

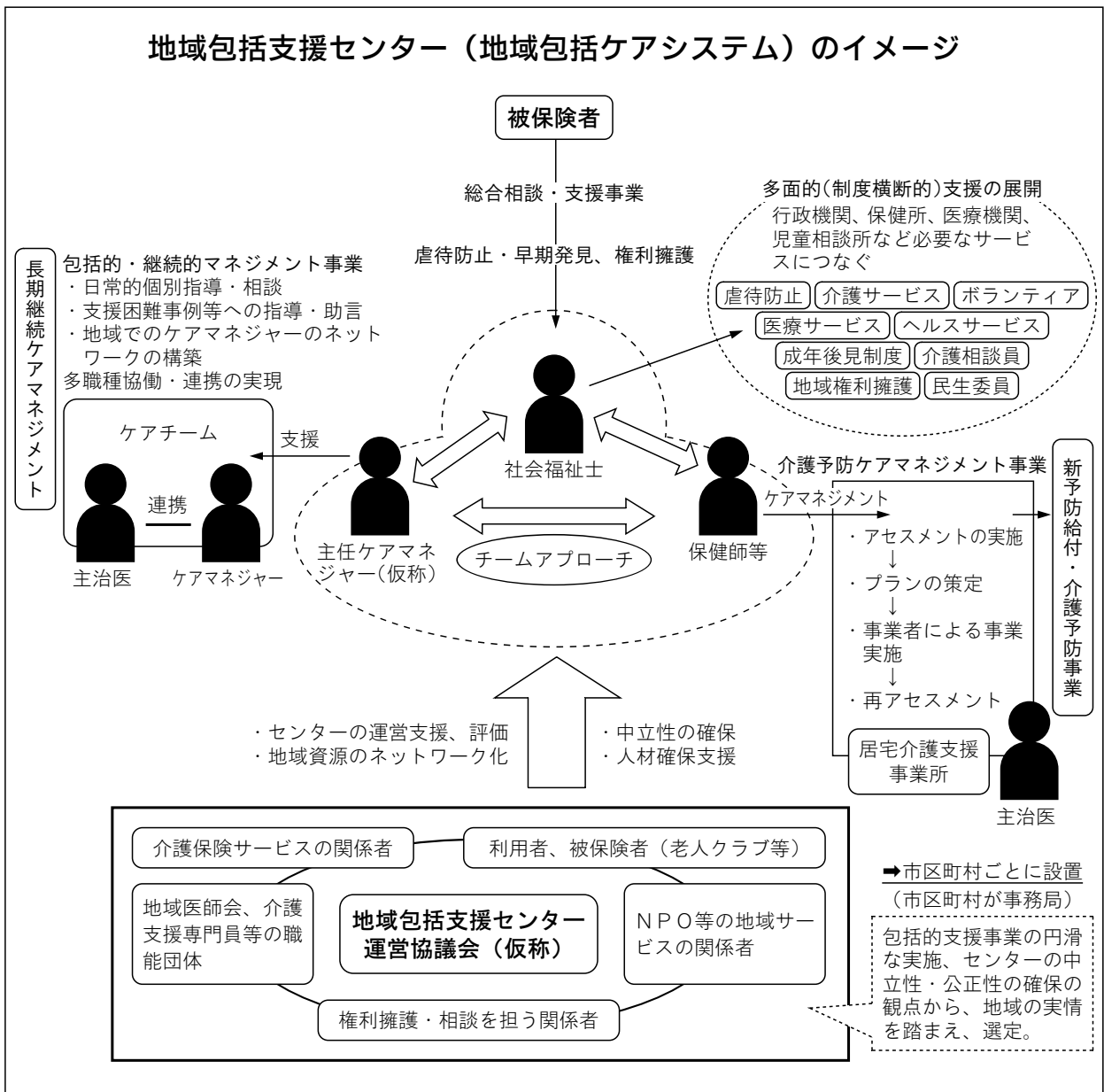
対 策

- 子どもから高齢者までの各年代の心の健康づくりを推進するため、保健所、学校、市町など各分野の関係機関と連携して、心の健康に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 精神保健福祉相談や心の健康づくり事業を充実し、県民の多様なニーズに応じた相談体制を整備します。
- 精神科医療機関や保健所、市町との連携を強化し、地域精神保健福祉対策の促進を図ります。
- 精神障害者家族会や各種のボランティアグループの育成に努めます。
- 精神科医による面接・相談の実施や専門の相談員による電話相談等をはじめ、自殺対策を総合的に推進します。
- 軽度発達障害者（児）のうち、青年期・成人期の者を対象に、デイケア事業や家族学習会等の事業を実施し、軽度発達障害者（児）の社会参加の促進を図ります。
- 心の健康づくりの中核施設として、心の問題に関する調査研究、関係機関に対する指導・技術援助、専門スタッフによる相談等の機能の整備について検討します。
- 平成20年度に整備される総合保健福祉センターに移転することとしていますが、同センターには、心と体の健康センターのほか、中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を移転することとしており、これらの機関と連携を図り、子ども、女性、障害者など、県民からの様々な相談に対し、ワンストップで総合的、効率的に相談支援を行う体制の整備を推進します。

5 地域包括支援センター

現状と課題

- 地域包括支援センターは、介護保険制度の見直しに伴い、平成18年度に創設された制度であり、市町が、高齢者に対する地域ケアシステムの中心的な機関として設置し、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種によるチームアプローチにより、総合的な相談窓口機能、虐待防止・権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの4つの機能を担うものです。
- 本県では、全市町に地域包括支援センターが設置され、19年度中に全市町において新予防給付が開始されるなど、地域包括ケアを支える体制の整備が進展しています。



対 策

- 県は、各市町や地域包括支援センターを支援するため、介護予防に関して市町を支援する「介護予防市町支援委員会」を設置して、事業の分析・評価や研修による人材育成等に努めるほか、先進事例等の情報提供を行います。
- これまで介護保険の普及や適正なサービス提供に大きな役割を果たしてきた在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ（相談窓口）となるなど、培った人材やノウハウを活かし、引き続き地域ケアシステムの重要な役割を担うことができるよう支援します。
- 県は、地域包括支援センターが、その設置目的に沿って十分に機能し、地域のサービス事業者、関係団体、民生委員、一般県民等で構成される地域包括支援ネットワークが構築されるよう、市町等の支援に努めます。